

〔資料編〕

資料目次

資料①	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（抜粋）	191
資料②	資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）（抜粋）	192
資料③	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）（抜粋）	192
資料④	建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）（抜粋）	194
資料⑤	平成30年度建設副産物実態調査 調査要領（国土交通省）（抜粋）	195
資料⑥	地方建設副産物対策連絡協議会等の設置状況（H28.4）（建設発生土参考資料抜粋）	197
資料⑦	「総合的な建設副産物対策の推進について」（平成3年3月29日付け建設省技調発第99号・建設省経事発第45号・建設省経建発第67号）（抜粋）	198
資料⑧	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）	199
資料⑨	「建設廃棄物処理指針」（平成23年3月30日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）（抜粋）	200
資料⑩	環境基本法（平成5年法律第91号）（抜粋）	201
資料⑪	土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）（抜粋）	201
資料⑫	土壤汚染対策法施行令（平成14年政令第336号）（抜粋）	203
資料⑬	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）（抜粋）	204
資料⑭	「土壤の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）（抜粋）	205
資料⑮	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）（抜粋）	205
資料⑯	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和44年政令第206号）（抜粋）	206
資料⑰	砂防法（明治30年法律第29号）（抜粋）	207
資料⑱	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）（抜粋）	207
資料⑲	自然公園法（昭和32年法律第161号）（抜粋）	209
資料⑳	自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号）（抜粋）	211
資料㉑	森林法（昭和26年法律第249号）（抜粋）	211
資料㉒	森林法施行令（昭和26年政令第276号）（抜粋）	213
資料㉓	宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）（抜粋）	214
資料㉔	宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）（抜粋）	215
資料㉕	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）（抜粋）	216
資料㉖	地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）（抜粋）	217
資料㉗	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）（抜粋）	217
資料㉘	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抜粋）	218
資料㉙	農地法（昭和27年法律第229号）（抜粋）	219
資料㉚	「行政処分の指針について（通知）」（令和3年4月14日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）別添「行政処分の指針」（抜粋）	220
資料㉛	「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」（平成14年11月22日中央環境審議会）（抜粋）	221

資料⑳ 「条件明示について」(平成 14 年 3 月 28 日付け国官技第 369 号国土交通省大臣官房技術調査課 長通知)(抜粋)	222
資料㉑ 「建設発生土等の有効利用に関する行動計画」(平成 15 年 10 月国土交通省)(抜粋)	224
資料㉒ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)(抜粋)	226
資料㉓ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則(平成 14 年国土交通省・環境省令第 1 号)(抜粋)	227
資料㉔ 「建設リサイクルガイドライン」(平成 14 年 5 月 30 日国土交通省)(抜粋)	227
資料㉕ 再生資源利用促進計画書・実施書(国土交通省建設リサイクル報告様式より抜粋)	229
資料㉖ 「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号建設事務次官通 達)(抜粋)	231
資料㉗ 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)(抜粋)	231
資料㉘ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)(抜粋)	232
資料㉙ 「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針(民間工事指針)」(平成 28 年 7 月国土交通 省)(抜粋)	233
資料㉚ 内陸受入地に搬出されている建設発生土の土質区分(「建設発生土等の有効利用に関する検討会 報告」(平成 15 年 9 月建設発生土等の有効利用に関する検討会)参考資料より抜粋)	235
資料㉛ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号) (抜粋)	235

資料① 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事（以下「建設工事」という。）に伴い副次的に得られた物品（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

3 この法律において「副産物の発生抑制等」とは、製品の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する燃料を除く。以下「原材料等」という。）の使用の合理化により当該原材料等の使用に係る副産物の発生の抑制を行うこと及び当該原材料等の使用に係る副産物の全部又は一部を再生資源として利用することを促進することをいう。

4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

5～7 （略）

8 この法律において「特定再利用業種」とは、再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種をいう。

9～12 （略）

13 この法律において「指定副産物」とは、エネルギーの供給又は建設工事に係る副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。

（事業者等の責務）

第四条 工場若しくは事業場（建設工事に係るものを含む。以下同じ。）において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者（以下「事業者」という。）又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

（特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項）

第十五条 主務大臣は、特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定再利用業種に属する事業を行う者（以下「特定再利用事業者」という。）の再生資

源又は再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用の状況、再生資源又は再生部品の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

(注) 下線は当省が付した。

資料② 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）（抜粋）

（特定再利用業種）

第二条 法第二条第八項の政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種は、別表第二の第一欄に掲げる再生資源又は再生部品ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

（指定副産物）

第七条 法第二条第十三項の政令で定める業種ごとに政令で定める副産物は、別表第七の第一欄に掲げる業種ごとにそれぞれ同表の第二欄に掲げるとおりとする。

別表第二（第二条、第十一条、第十二条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一～四 （略）			
五 <u>土砂、コンクリートの塊</u> 又はアスファルト・コンクリートの塊	建設業	その事業年度における建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	中央建設業審議会

別表第七（第七条、第二十二條、第二十三條、第三十一條関係）

一 （略）			
二 建設業	<u>土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊又は木材</u>	その事業年度における建設工事の施工金額が五十億円以上であること。	中央建設業審議会

(注) 下線は当省が付した。

資料③ 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）（抜粋）

（この省令の趣旨）

第一条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事業業者」という。）の再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第十五条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第二の第一欄に掲げる土砂、コンクリートの塊及びアスファルト・コンクリートの塊のうち建設工事に伴い副次的に得られたもの（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」及び「アスファルト・コンクリート塊」という。）について、建設工事業業者の建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）での利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 再生資源利用計画 建設工事に係る再生資源の利用に関する計画をいう。

(再生資源の利用の原則)

第三条 建設工事業業者は、請負契約の内容及び再生資源の利用に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況及び再資源化施設（建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。）の立地状況等を勘案し、再生資源を建設資材として用いる建設工事を施工することにより、その利用を行うものとする。

(建設発生土の利用)

第四条 建設工事業業者は、建設発生土を利用する場合において、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、主として下欄に掲げる用途に利用するものとする。

2 前項の場合において、建設工事業業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。

3 建設工事業業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。

(再生資源の発生した工事現場での利用)

第七条 建設工事業業者は、適切な施工方法の選択、資材置場の確保及び施工機械（再生資源を建設資材として利用するために必要な加工を行う装置を含む。）の選定に配慮し、再生資源が発生した当該工事現場での利用に努めるものとする。

(再生資源利用計画の作成等)

第八条 発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとする。

- 一 体積が千立方メートル以上である土砂
- 二 重量が五百トン以上である砕石
- 三 重量が二百トン以上である加熱アスファルト混合物

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 前項各号に掲げる建設資材ごとの利用量
- 二 前号の利用量のうち再生資源の種類ごとの利用量
- 三 前二号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

3 建設工事業業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。

4 建設工事業業者は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。

別表第一（第四条関係）

第一種建設発生土（砂、礫及びこれらに準ずるものをいう。）	工作物の埋め戻し材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第二種建設発生土（砂質土、礫質土及びこれらに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路盛土材料

	河川築堤材料 宅地造成用材料
第三種建設発生土（通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。）	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第四種建設発生土（粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）をいう。）	水面埋立て用材料

（注）下線は当省が付した。

資料④ 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第20号）（抜粋）

（この省令の趣旨）

第一条 この省令は、建設業に属する事業を行う者（以下「建設工事業業者」という。）の指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、資源の有効な利用の促進に関する法律第三十四条の規定に基づき、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成三年政令第三百二十七号）別表第七の第二欄に掲げる土砂、コンクリートの塊、アスファルト・コンクリートの塊及び木材（以下それぞれ「建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」及び「建設発生木材」という。）について、建設工事業業者の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 再資源化施設 建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。
- 二 再生資源利用促進計画 建設工事に関する指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する計画をいう。

（指定副産物に係る再生資源の利用の促進の原則）

第三条 建設工事業業者は、請負契約の内容及び指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設の立地状況等を勘案し、再資源化施設の活用を図ること等により、建設工事等における指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。

- 2 建設工事業業者は、指定副産物に係る再生資源の利用の促進に当たっては、生活環境の保全に支障が生じないよう努めるものとする。

（建設発生土の利用の促進）

第四条 建設工事業業者は、建設発生土を建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）から搬出する場合において、第一号に掲げる情報の収集又は第二号に掲げる情報の提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進するものとする。

- 一 当該工事現場の周辺の建設工事で必要とされる建設発生土の量、性質、時期等に関する情報
- 二 当該工事現場から搬出する建設発生土の量、性質、時期等に関する情報

- 2 建設工事業業者は、前項第二号の建設発生土の性質に関する情報の提供を行うに当たっては、別表の上欄に掲げる区分を明らかにするよう努めるものとする。

第五条 建設工事業業者は、建設発生土の利用時期の調整を行うため、必要に応じて、建設発生土を保管する

場所の確保に努めるものとする。

(再生資源利用促進計画の作成等)

第七条 発注者から直接建設工事を請負った建設工事業者は、次の各号の一に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

一 体積が千立方メートル以上である建設発生土

二 コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材であつて、これらの重量の合計が二百トン以上であるもの

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定副産物の種類ごとの搬出量

二 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量

三 前二号に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

3 建設工事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用促進計画の実施状況を記録するものとする。

4 建設工事業者は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。

別表（第四条関係）

区分	性質
<u>第一種建設発生土</u>	<u>砂、礫及びこれらに準ずるもの</u>
<u>第二種建設発生土</u>	<u>砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの</u>
<u>第三種建設発生土</u>	<u>通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの</u>
<u>第四種建設発生土</u>	<u>粘性土及びこれに準ずるもの（第三種建設発生土を除く。）</u>

(注) 下線は当省が付した。

資料⑤ 平成 30 年度建設副産物実態調査 調査要領（国土交通省）（抜粋）

I 調査の目的について

全産業廃棄物の排出量の約 2 割を占める建設廃棄物の再資源化等率は 96.0%となっており、平成 20 年度の 93.7%から上昇しています。また、建設発生上の利用率は 88.3%となっており、平成 20 年度の 78.6%から上昇しています（平成 24 年度建設副産物実態調査より）。

建設廃棄物の最終処分量は、全産業廃棄物の最終処分量の約 28%を占めており、また建設廃棄物の一部では不法投棄等の不適正処理も行われています。さらに、社会資本の維持管理・更新時代の到来により、建設副産物の発生量の増加が想定されることから、発生抑制、再資源化・縮減、再生資材の利用促進及び建設発生土の有効利用等を更に図っていく必要があります。

国土交通省では、平成 7 年度より概ね 5 年周期で建設副産物の実態を把握するために、「建設副産物実態調査」（以下、「センサス」という。）を実施してきました。これらの調査結果は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下、「建設リサイクル法」という。）や「建設リサイクル推進計画」などの諸施策に関する検討やその進捗状況の把握、評価等に役立てています。

(略)

II (略)

III 利用量・搬出先調査の実施内容について

3. 1 (略)

3. 2 調査への回答方法

(1) 調査票作成にあたっての元請業者の役割

H30 センサス「利用量・搬出先調査」を効率よく実施し、速やかにフォローアップするため、国土交通省のホームページで配布する「平成 30 年度建設副産物実態調査シート(Excel)」(以下、「H30 センサス入カシート」という。)を各社でダウンロードし、調査票を作成して下さい。また、作成した調査票は電子データで提出して下さい(配布・回収フロー参照 p.13~14)。

なお、特に公共工事を中心にこれまで利用してきました「建設副産物情報交換システム」(以下、「COBRIS」という。)、あるいは「建設リサイクルデータ統合システム」(以下、「CREDAS」という。)の廃止に伴い、新たに国土交通省のホームページより配布している建設リサイクル報告様式(Excel)で「再生資源利用(促進)実施書」(以下、「実施書」という。)を作成した場合は、「H30 センサス入カシート」で改めて作成・提出する必要はありません。

(略)

(注) 下線は当省が付した。

別紙一

「総合的な建設残土対策に関する当面の推進方策」

第二 基本的な考え方

一 基本方針

残土は建設工事において土地を掘削すること等により不可避免的に生じるものであり、資材としての山土等とその基本的性質において何ら変わることはない。いわば建設工事に伴って派生的に生ずる副産物である。

従って、基本的には残土は埋立、土地造成、盛土等に利用可能な資源である。

このため、1) 需要(受入量)と供給(搬出量)のバランスを回復し、残土の有効利用を促進すること、2) 盛土等に際し周辺の環境を損ねないよう適切な施工を行うことが総合的な建設残土対策の基本である。

なお、残土の有効利用を推進するに当たっては、良質な住宅宅地の供給や良質な社会資本の整備に資するよう十分留意するなど、経済的・社会的要請等を十分踏まえて実施するものとする。

二 責務の明確化

総合的な建設残土対策の推進に当たっては、国・地方公共団体及び工事の発注者、施工者が一体となって、次の役割を的確に果たすよう努めることが重要である。

国及び地方公共団体においては、残土対策について必要な基準や要綱等の作成及び残土の有効利用に資する助成策の立案、利用調整など必要な措置を講ずる。

発注者においては、計画及び設計に当たり、発生土の現場内利用等による残土発生量の抑制及び他工事からの残土の利用促進を図ることとし、やむなく現場外に搬出する残土については、可能な限り計画的な利用を図る。また、積算や施工者に対する指示等を行うに当たり、残土の適正な利用が図られるよう必要な措置を講ずる。

施工者においては、施工計画の作成に当たり、残土の有効な利用に努めるとともに、残土による盛土、埋立等に関する施工の適正化、そのための社内体制の整備等を図る。

第三 当面の推進方策

第二の基本的考え方の下に、建設省においては、当面次のような方策を講ずることとする。

一 残土発生量の抑制

発注者及び施工者に対して、建設工事の計画、設計及び施工に当たり、残土の発生量を抑制するため、発生土の現場内利用の推進、適切な工法の選択及び適切な施工計画の作成に努めるよう指導する。

また、残土の発生量の抑制に資する有効な技術について、引き続きその開発に努めるほか、民間企業の新技術については建設技術評価制度による認定等により、その普及を図るものとする。

二 土質改良プラント・ストックヤードの整備促進

土質改良プラントやストックヤードの整備を促進するため、公共事業用地の暫定利用や必要な建設支援措置を講ずる。また、地方自治体等が整備する土質改良プラントやストックヤードが効率的に機能するよう指導する。

三 残土の利用調整体制の強化

大都市圏の既存の協議会については、積極的な残土の工事間利用の調整を行うため体制の強化を図るとともに、工事情報の精度向上などの所要の措置を講ずる。また、当協議会において、民間工事も含めた残土の長期的な利用見通しを検討する。

大都市圏以外の地域においても、残土の利用促進策等を検討する連絡協議会を設置し、全国レベルの情報交換体制を検討する。

四 残土受入地の拡大

スーパー堤防整備事業や区画整理事業等の既存の公共事業での残土の利用を促進するとともに、人口バリア建設事業等の新たな公共事業を推進することにより、残土受入地の拡大を図る。

また、首都圏において、主に公共工事から発生する残土を対象に、民間受入地の確保や残土の供給、土質改良プラント等の整備を実施する第三セクターの設立を指導、助言する。

五 技術基準の設定

発注者及び施工者が残土の有効利用の促進を図れるよう、残土と廃棄物との区分及び残土の利用に関する技術基準を定め、関係者への周知、徹底を図る。

六 施工条件明示の徹底と積算の適正化

直轄土木事業について残土の受入場所、運搬距離等の施工条件の明示を徹底するとともに、発注単価については残土の処理を適正に評価したものとする。

また、直轄土木事業以外の事業についても、同様の措置が行われるよう発注者に対して指導等の措置を講ずる。

七 公衆災害の防止

発注者が、施工者に対して指示等を行うに当たり、残土の適正利用に努めるよう周知、徹底を図る。

また、施工者に対し、残土の利用が適正に行われるよう残土利用計画の作成、社内体制の整備、下請業者の監督等を行うよう指導する。

八 調査研究等

残土の発生・利用等の情報の蓄積を図るとともに、その他必要な調査研究を進める。

また、建設省及び地方公共団体における残土担当を明確にするとともに、現場技術者等に対して研修等により残土の利用促進に必要な知識の普及を図る。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

(定義)

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2・3 (略)

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物

二 (略)

5・6 (略)

(事業者の処理)

第十二条 事業者は、自らその産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ。）の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場合とすることができる産業廃棄物を定めた場合における当該産業廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「産業廃棄物処理基準」という。）に従わなければならない。

2 事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間、環境省令で定める技術上の基準（以下「産業廃棄物保

管基準」という。)に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。

3～13 (略)

(勧告及び命令)

第十二条の六 都道府県知事は、第十二条の三第一項に規定する事業者、運搬受託者又は処分受託者（以下この条において「事業者等」という。）が第十二条の三第一項から第十項まで、第十二条の四第二項から第四項まで又は前第一項から第四項まで、第六項、第七項及び第十一項の規定を遵守していないと認めるときは、これらの者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた事業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該当事者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第十八条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらであることの疑いのある物の収集、運搬又は処分を業とする者、一般廃棄物処理施設の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置した一般廃棄物処理施設にあつては、管理者を含む。）又は産業廃棄物処理施設の設置者、情報処理センター、第十五条の十七第一項の政令で定める土地の所有者若しくは占有者又は指定区域内において土地の形質の変更を行い、若しくは行つた者その他の関係者に対し、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理又は同項の政令で定める土地の状況若しくは指定区域内における土地の形質の変更に関し、必要な報告を求めることができる。

2 (略)

(注) 下線は当局が付した。

資料⑨ 「建設廃棄物処理指針」（平成 23 年 3 月 30 日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）（抜粋）

1. 総則

1.2 用語の定義

本指針における用語の定義は以下のとおりである。

(1) 「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいう。ただし、土砂及びもっぱら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは廃棄物処理法の対象となる廃棄物から除外されている。

(2)～(4) (略)

(5) 「建設廃棄物」とは、建設工事に伴い生ずる廃棄物をいう。

(6)～(12) (略)

2. 廃棄物処理の基本事項

2.3 建設廃棄物の種類

(1) 建設廃棄物には、直接工事から排出される廃棄物と建設現場、現場事務所等から排出される廃棄物がある。

(2) 排出事業者は、自らの責任において建設工事から排出される産業廃棄物をその種類に応じた処理基準に

従い適正に処理しなければならない。

(3) 建設現場、現場事務所等から排出される一般廃棄物の処理にあたっては、当該廃棄物が生じた区域における市町村の指示に従わなければならない。

(解説)

(1)～(6) (略)

(7) 建設汚泥の取扱い

地下鉄工事等の建設工事に係る掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは、無機性汚泥（以下「建設汚泥」という。）として取り扱う。また、粒子が直径74マイクロメートルを超える粒子をおおむね95%以上含む掘削物にあつては、容易に水分を除去できるので、ずり分離等を行つて泥状の状態ではなく流動性を呈さなくなったものであつて、かつ、生活環境の保全上支障のないものは土砂として扱うことができる。

泥状の状態とは、標準仕様ダンプトラックに山積みができず、また、その上を人が歩けない状態をいい、この状態を土の強度を示す指標でいえば、コーン指数がおおむね200kN/m²以下又は一軸圧縮強度がおおむね50kN/m²以下である。

しかし、掘削物を標準仕様ダンプトラック等に積み込んだ時には泥状を呈していない掘削物であっても、運搬中の練り返しにより泥状を呈するものもあるので、これらの掘削物は「汚泥」として取り扱う必要がある。なお、地山の掘削により生じる掘削物は土砂であり、土砂は廃棄物処理法の対象外である。

この土砂か汚泥かの判断は、掘削工事に伴って排出される時点で行うものとする。掘削工事から排出される時は、水を利用し、地山を掘削する工法においては、発生した掘削物を元の土砂と水に分離する工程までを、掘削工事としてとらえ、この一体となるシステムから排出される時点で判断することとなる。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑩ 環境基本法（平成5年法律第91号）（抜粋）

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2～4 (略)

資料⑪ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もつて国民の健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次条第一項及び第八項、第四条第二項及び第三項本文並びに第五条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該

土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壤汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

(要措置区域の指定等)

第六条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
- 二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

2～5 (略)

(汚染除去等計画の提出等)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一～三 (略)

2～10 (略)

(汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令)

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壤（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壤」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壤の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壤を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～十 (略)

2～4 (略)

(運搬に関する基準)

第十七条 要措置区域等外において汚染土壌を運搬する者は、環境省令で定める汚染土壌の運搬に関する基準に従い、当該汚染土壌を運搬しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該運搬を行う場合は、この限りでない。

(管理票)

第二十条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、環境省令で定めるところにより、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託した者(当該委託が汚染土壌の処理のみに係るものである場合にあっては、その処理を受託した者)に対し、当該委託に係る汚染土壌の特定有害物質による汚染状態及び体積、運搬又は処理を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した管理票を交付しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

2～9 (略)

(汚染土壌処理業)

第二十二条 汚染土壌の処理(当該要措置区域等内における処理を除く。)を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設(以下「汚染土壌処理施設」という。)ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～9 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑫ 土壌汚染対策法施行令(平成14年政令第336号)(抜粋)

(特定有害物質)

第一条 土壌汚染対策法(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 六価クロム化合物
- 三 クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
- 四 ニークロロ四・六―ビス(エチルアミノ)―一・三・五―トリアジン(別名シマジン又はCAT)
- 五 シアン化合物
- 六 N・N―ジエチルチオカルバミン酸S―四―クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
- 七 四塩化炭素
- 八 一・二―ジクロロエタン
- 九 一・一―ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
- 十 一・二―ジクロロエチレン
- 十一 一・三―ジクロロプロペン(別名D―D)
- 十二 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
- 十三 水銀及びその化合物
- 十四 セレン及びその化合物
- 十五 テトラクロロエチレン
- 十六 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム)
- 十七 一・一・一―トリクロロエタン

- 十八 一・一・二一トリクロロエタン
- 十九 トリクロロエチレン
- 二十 鉛及びその化合物
- 二十一 砒素及びその化合物
- 二十二 ふっ素及びその化合物
- 二十三 ベンゼン
- 二十四 ほう素及びその化合物
- 二十五 ポリ塩化ビフェニル（別名PCB）
- 二十六 有機りん化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。）

資料⑬ 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）（抜粋）

（法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模）

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第三条第一項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。）の土地の形質の変更にあつては、九百平方メートルとする。

（区域の指定に係る基準）

第三十一條（略）

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壤に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

別表第五（第三十一條第二項関係）

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壤一キログラムにつきカドミウム百五十ミリグラム以下であること。
六価クロム化合物	土壤一キログラムにつき六価クロム二百五十ミリグラム以下であること。
シアン化合物	土壤一キログラムにつき遊離シアン五十ミリグラム以下であること。
水銀及びその化合物	土壤一キログラムにつき水銀十五ミリグラム以下であること。
セレン及びその化合物	土壤一キログラムにつきセレン百五十ミリグラム以下であること。
鉛及びその化合物	土壤一キログラムにつき鉛百五十ミリグラム以下であること。
砒素及びその化合物	土壤一キログラムにつき砒素百五十ミリグラム以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壤一キログラムにつきふっ素四千ミリグラム以下であること。
ほう素及びその化合物	土壤一キログラムにつきほう素四千ミリグラム以下であること。

（注）下線は当省が付した。

資料⑭ 「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 3 年環境庁告示第 46 号）（抜粋）

第 1 環境基準

- 1 環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。
- 2 1 の環境基準は、別表の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る土壌の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、汚染がもつばら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の別表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については、適用しない。

資料⑮ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。

（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

第三条 都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第七条第一項各号に掲げる行為が行なわれることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。

2～4 （略）

（行為の制限）

第七条 急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行なう行為、当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為及び政令で定めるその他の行為については、この限りでない。

一・二 （略）

三 のり切、切土、掘さく又は盛土

四・五 （略）

六 土石の採取又は集積

七 前各号に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの

2～4 （略）

（監督処分）

第八条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、前条第一項の許可を取り消し、若しくは同項の許可に附した条件を変更し、又は制限行為の中止その他制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置をとることを命ずることができる。

一 前条第一項の規定に違反した者

二 前条第一項の許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けた者

2 （略）

（改善命令）

第十条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地において制限行為（当該急傾斜地崩壊危険区域の指

定前に行なわれた行為又はその指定の際すでに着手している行為であつて、その行為が当該指定後に行なわれたとしたならば制限行為に該当する行為となるべきものを含む。以下同じ。) が行なわれ、かつ、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な急傾斜地崩壊防止工事がなされていないか又はきわめて不完全であることのために、これを放置するときは、当該制限行為に伴う急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合においては、その著しいおそれを除去するために必要であり、かつ、土地の利用状況、当該制限行為が行なわれるに至った事情等からみて相当であると認められる限度において、当該制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に対し、相当の猶予期限をつけて、急傾斜地崩壊防止工事の施行を命ずることができる。

2 前項に規定する場合において、制限行為の行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者以外の者の行為によつて同項に規定する急傾斜地の崩壊の著しいおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者に同項の工事の全部又は一部を行なわせることが相当であると認められ、かつ、これを行なわせることについて当該制限行為が行なわれた土地の所有者、管理者又は占有者に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部の施行を命ずることができる。

3・4 (略)

(立入検査)

第十一条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第七条第一項、第八条第一項又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行なうために必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地における急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為の状況を検査することができる。

2・3 (略)

(報告の徴取)

第二十六条 都道府県知事は、急傾斜地崩壊危険区域内の土地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該土地において急傾斜地崩壊防止工事若しくは制限行為を行ない、若しくは行なつた者に対し、この法律の施行に関して必要な報告を求めることができる。

第二十七条 第八条第一項の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑯ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令（昭和44年政令第206号）（抜粋）

(法第七条第一項ただし書の政令で定める行為)

第二条 法第七条第一項ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一～六 (略)

七 急傾斜地崩壊危険区域のうち、急傾斜地の下端に隣接する急傾斜地以外の土地の区域における次に掲げる行為

イ 長さが三メートル以下のり切で、のり面の崩壊を生じさせないもの

ロ 高さが五十センチメートル以下の切土又は深さが五十センチメートル以下の掘削で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの

ハ 高さが二メートル以下の盛土

ニ 木竹の滑下又は地引による搬出

ホ 地表から五十センチメートル以内の土石の採取で、急傾斜地の下端から二メートル以上離れた土地で行うもの

ヘ 載荷重が一平方メートルにつき二・五トン以下の土石の集積

八～十九 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑰ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）（抜粋）

第二条 砂防設備ヲ要スル土地又ハ此ノ法律ニ依リ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スヘキ土地ハ国土交通大臣之ヲ指定ス

第四条 第二条ニ依リ国土交通大臣ノ指定シタル土地ニ於テハ都道府県知事ハ治水上砂防ノ為一定ノ行為ヲ禁止若ハ制限スルコトヲ得

② 前項ノ禁止若ハ制限ニシテ他ノ都道府県ノ利益ヲ保全スル為必要ナルカ又ハ其ノ利害關係一ノ都道府県ニ止マラサルトキハ国土交通大臣ハ前項ノ職権ヲ施行スルコトヲ得

第三十条 法律、命令若ハ許可ノ条件ニ違背シタル者ハ行政庁ノ命スル所ニ従ヒ其ノ違背ニ因リテ生スル事実ヲ更正シ且其ノ違背ニ因リテ生スヘキ損害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ヲナスヘシ

第四十一条 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ関シテハ命令ヲ以テ二百円以内ノ罰金若ハ一年以下ノ禁錮ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

(注) 1 下線は当省が付した。

2 第四十一条中、「二百円以内」とあるのは、罰金等臨時措置法（昭和 23 年法律第 251 号）第 2 条第 1 項の規定により、二万円とされている。

資料⑱ 自然環境保全体法（昭和 47 年法律第 85 号）（抜粋）

(指定)

第十四条 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林（同条第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定により指定された保安林を除く。）の区域を除く。）のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。

2～6 (略)

(行為の制限)

第十七条 原生自然環境保全地域内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、環境大臣が学術研究その他公益上の事由により特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

一 (略)

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

三～十六 (略)

2～5 (略)

(中止命令等)

第十八条 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に付された条件に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2・3 (略)

(報告)

第二十条 環境大臣は、原生自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第十七条第一項ただし書の許可を受けた者に対して、当該許可を受けた行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(指定)

第二十二條 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で次の各号のいずれかに該当するもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。

- 一 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの（政令で定める地域にあつては、政令で定める標高以上の標高の土地の区域に限る。）
- 二 優れた天然林が相当部分を占める森林の区域（これと一体となつて自然環境を形成している土地の区域を含む。）でその面積が政令で定める面積以上のもの
- 三 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となつて自然環境を形成している土地の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの
- 四 その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域でその面積が政令で定める面積以上のもの
- 五 その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域でその面積が政令で定める面積以上のもの
- 六 植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各号に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもののうち、その面積が政令で定める面積以上のもの

2～7 (略)

(特別地区)

第二十五條 環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。

2・3 (略)

4 特別地区内においては、次に掲げる行為は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第一号若しくは第六号に掲げる行為で森林法第二十五條第一項若しくは第二項若しくは第二十五條の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第四十一條の規定により指定された保安施設地区（第二十八條第一項において「保安林等の区域」という。）内において同法第三十四條第二項（同法第四十四條において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るもの、第二号に掲げる行為で前項の規定により環境大臣が指定する方法により当該限度内において行うもの又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。

一 第十七條第一項第一号から第五号までに掲げる行為

二～八 (略)

5～10 (略)

(普通地区)

第二十八條 自然環境保全地域の区域のうち特別地区及び海域特別地区に含まれない区域（以下「普通地区」という。）内において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為で森林法第三十四條第二項本文の規定に該当するものを保安林等の区域内においてしようとする者及び第一号から第三号までに掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一 (略)

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（海底を含む。）の形質を変更すること。

三～五 （略）

2 環境大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、その届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該自然環境の保全のために必要な限度において、その届出に係る行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

3～6 （略）

（報告及び検査等）

第二十九条 環境大臣は、自然環境保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号若しくは第二十七条第三項の許可を受けた者若しくは前条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、自然環境保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十五条第四項各号、第二十六条第三項本文、第二十七条第三項各号若しくは前条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2・3 （略）

（準用）

第三十条 第十八条の規定は自然環境保全地域の区域内における行為に対する命令について、第二十一条の規定は当該区域内において国の機関又は地方公共団体が行う行為について、それぞれ準用する。この場合において、第十八条第一項中「前条第一項の規定に違反し、又は同条第二項の規定により許可に付された条件」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項若しくは第二十七条第三項の規定に違反し、若しくは第二十五条第五項、第二十六条第四項若しくは第二十七条第四項において準用する前条第二項の規定により許可に付された条件に違反した者、第二十八条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第二項の規定による処分」と、第二十一条第一項中「第十七条第一項ただし書又は第十九条第三項第五号」とあるのは「第二十五条第四項、第二十六条第三項第七号又は第二十七条第三項」と、同条第二項中「第十七条第三項」とあるのは「第二十五条第七項、第二十七条第六項又は第二十八条第一項」と、「したとき」とあるのは「したとき、又はしようとするとき」と、「同項」とあるのは「これら」と読み替えるものとする。

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 第十八条第一項又は第二項（これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

（注）下線は当省が付した。

資料⑱ 自然公園法（昭和32年法律第161号）（抜粋）

（特別地域）

第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域（海域を除く。）内に、特別地域を指定することができる。

2 （略）

3 特別地域（特別保護地区を除く。以下この条において同じ。）内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為又は第三号に掲げる行為で森林の整備及び保全を

図るために行うものは、この限りでない。

一～九 (略)

十 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。

十一～十八 (略)

4～8 (略)

9 次に掲げる行為については、第三項及び前三項の規定は、適用しない。

一～三 (略)

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの
(特別保護地区)

第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。

2 (略)

3 特別保護地区内においては、次の各号に掲げる行為は、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為は、この限りでない。

一 前条第三項第一号、第二号、第四号から第七号まで、第九号、第十号、第十五号及び第十六号に掲げる行為

二～十一 (略)

4～8 (略)

(普通地域)

第三十三条 国立公園又は国定公園の区域のうち特別地域及び海域公園地区に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国立公園にあつては環境大臣に対し、国定公園にあつては都道府県知事に対し、環境省令で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を届け出なければならない。ただし、第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる行為で海域内において漁具の設置その他漁業を行うために必要とされるものをしようとする者は、この限りでない。

一～五 (略)

六 土地の形状を変更すること。

七 (略)

2～6 (略)

7 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の規定は、適用しない。

一～三 (略)

四 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

五・六 (略)

(中止命令等)

第三十四条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要
があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項
の規定、第三十二条の規定により許可に付された条件又は前条第二項の規定による処分に違反した者
に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者か
ら当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定め
て、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべ
き旨を命ずることができる。

2・3 (略)

(報告徴収及び立入検査)

第三十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の保護のために必要があると認めるときは、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項若しくは第二十三条第三項第七号の規定による許可を受けた者又は第三十三条第二項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、第二十条第三項、第二十一条第三項、第二十二条第三項、第二十三条第三項第七号、第三十三条第二項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、当該公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第二十条第三項各号、第二十一条第三項各号、第二十二条第三項各号、第二十三条第三項第七号若しくは第三十三条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3・4 (略)

第八十二条 第十五条第一項(第十六条第四項において準用する場合を含む。)又は第三十四条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑩ 自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)(抜粋)

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第十二条 法第二十条第九項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～二十六の二の三 (略)

二十六の三 一・五メートル以下の高さで、かつ、十平方メートル以下の面積で物を集積し、又は貯蔵すること

二十六の四～三十一 (略)

(普通地域内における届出を要しない行為)

第十五条 法第三十三条第七項第四号に規定する環境省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一～十二 (略)

十三 土地又は海底の形状を変更することであつて面積が二百平方メートル(海底にあつては百平方メートル)を超えず、かつ、高さが五メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

十四～十七 (略)

(注) 下線は当省が付した。

資料⑪ 森林法(昭和26年法律第249号)(抜粋)

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2～5 (略)

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定され

た保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
- 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
- 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2～6 （略）

（監督処分）

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

（指定）

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和三十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存

2～4 （略）

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 （略）

（保安林における制限）

第三十四条 (略)

2 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 法令又はこれに基づく処分によりこれらの行為をする義務のある者がその履行としてする場合
- 二 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けてする場合
- 三 第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合
- 四 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 五 軽易な行為であつて農林水産省令で定めるものをする場合
- 六 その他農林水産省令で定める場合

3～10 (略)

(監督処分)

第三十八条 (略)

2 都道府県知事は、第三十四条第二項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第六項の条件に違反して同条第二項の行為をした者又は偽りその他不正な手段により同項の許可を受けて同項の行為をした者に対し、その行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

3・4 (略)

(立入調査等)

第百八十八条 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、森林所有者等からその施業の状況に関する報告を徴することができる。

2 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員又はその委任した者に、他人の森林に立ち入つて、測量又は実地調査をさせることができる。

3 農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。

4～6 (略)

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第十条の三の規定による命令に違反した者
- 三 第三十四条第二項(第四十四条において準用する場合を含む。)の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第三十八条第二項の規定による命令(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。)に違反した者

(注) 下線は当省が付した。

資料② 森林法施行令(昭和26年政令第276号)(抜粋)

(開発行為の規模)

第二条の三 法第十条の二第一項の政令で定める規模は、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が一ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員三メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積一ヘクタールとする。

(注) 下線は当省が付した。

（目的）

第一条 この法律は、宅地造成に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宅地 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう。

二 宅地造成 宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く。）をいう。

三～七 （略）

（宅地造成工事規制区域）

第三条 都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第二十四条を除き、以下同じ。）は、この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見を聴いて、宅地造成に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域であつて、宅地造成に関する工事について規制を行う必要があるものを、宅地造成工事規制区域として指定することができる。

2～4 （略）

（宅地造成に関する工事の許可）

第八条 宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事については、造成主は、当該工事に着手する前に、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項又は第二項の許可を受けて行われる当該許可の内容（同法第三十五条の二第五項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合した宅地造成に関する工事については、この限りでない。

2・3 （略）

（変更の許可等）

第十二条 第八条第一項本文の許可を受けた者は、当該許可に係る宅地造成に関する工事の計画の変更をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、国土交通省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2～4 （略）

（監督処分）

第十四条 （略）

2 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内において行われている宅地造成に関する工事で、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けず、これらの許可に付した条件に違反し、又は第九条第一項の規定に適合していないものについては、当該造成主又は当該工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者に対して、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

3 都道府県知事は、第八条第一項若しくは第十二条第一項の規定に違反して第八条第一項本文若しくは第十二条第一項の許可を受けないで宅地造成に関する工事が施行された宅地又は前条第一項の規定に違反して

同項の検査を受けず、若しくは同項の検査の結果工事が第九条第一項の規定に適合していないと認められた宅地については、当該宅地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該造成主に対して、当該宅地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置その他宅地造成に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを命ずることができる。

4・5 (略)

(改善命令)

第十七条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、又は極めて不完全であるために、これを放置するときは、宅地造成に伴う災害の発生のおそれが大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造又は地形若しくは盛土の改良のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の宅地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（以下この項において「宅地所有者等」という。）以外の者の宅地造成に関する不完全な工事その他の行為によつて前項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該宅地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 (略)

(立入検査)

第十八条 都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者は、第八条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十四条第一項から第四項まで又は前条第一項若しくは第二項の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該宅地に立ち入り、当該宅地又は当該宅地において行われている宅地造成に関する工事の状況を検査することができる。

2・3 (略)

(報告の徴取)

第十九条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

(罰則)

第二十六条 第十四条第二項、第三項又は第四項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第八条第一項又は第十二条第一項の規定に違反して、宅地造成に関する工事をした造成主

四～七 (略)

(注) 下線は当局が付した

資料⑭ 宅地造成等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）（抜粋）

(宅地造成)

第三条 法第二条第二号の政令で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

一 切土であつて、当該切土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの

二 盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートルを超える崖を生ずることとなるもの

- 三 切土と盛土とを同時にする場合における盛土であつて、当該盛土をした土地の部分に高さが一メートル以下の崖を生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが二メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- 四 前三号のいずれにも該当しない切土又は盛土であつて、当該切土又は盛土をする土地の面積が五百平方メートルを超えるもの

(注) 下線は当局が付した。

資料⑤ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）（抜粋）

(土地の立入等)

第十六条 都道府県知事又はその命じた職員若しくは委任した者は、地すべり防止区域に関する調査若しくは測量又は地すべり防止工事のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 (略)

(行為の制限)

第十八条 地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一・二 (略)

三 のり切又は切土で政令で定めるもの

四 (略)

五 前各号に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの

(監督処分及び損失補償)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。

一 第十八条第一項の規定に違反した者

二 第十八条第一項の許可に附した条件に違反した者

三 偽りその他不正な手段により第十八条第一項の許可を受けた者

2 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合においては、第十八条第一項の許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

一 地すべり防止工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

二 地すべりの防止上著しい支障が生じたとき。

三 地すべりの防止上の理由以外の理由に基く公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3～5 (略)

(罰則)

第五十二条 第十八条第一項又は第四十二条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(注) 下線は当局が付した。

資料②⑥ 地すべり等防止法施行令（昭和 33 年政令第 112 号）（抜粋）

（地すべり防止区域内における制限行為）

第五条 法第十八条第一項第三号の政令で定めるのり切又は切土は、のり切にあつてはのり長三メートル以上のものとし、切土にあつては直高二メートル以上のものとする。

2 （略）

3 法第十八条第一項第五号の政令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一 地表から深さ二メートル以上の掘さく又は地すべり防止施設から五メートル（地すべり防止施設の構造又は地形、地質その他の状況により都道府県知事が距離を指定した場合には、当該距離）以内の地域における掘さく（地すべり防止施設から一メートルをこえる地域における地表から深さ五十センチメートル未満の掘さくで当該掘さくした土地を直ちに埋め戻すものを除く。）

二 載荷重が一平方メートルにつき十トン（地形、地質その他の状況により都道府県知事が載荷重を指定した場合には、当該載荷重）以上の土石その他の物件の集積

（注）下線は当局が付した。

資料②⑦ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）（抜粋）

（特別保護地区）

第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。

2～6 （略）

7 特別保護地区の区域内においては、次に掲げる行為は、第一項の規定により環境大臣が指定する特別保護地区（以下「国指定特別保護地区」という。）にあつては環境大臣の、同項の規定により都道府県知事が指定する特別保護地区（以下「都道府県指定特別保護地区」という。）にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、鳥獣の保護に支障がないと認められる行為として国指定特別保護地区にあつては環境大臣が、都道府県指定特別保護地区にあつては都道府県知事がそれぞれ定めるものについては、この限りでない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 水面を埋め立て、又は干拓すること。

三・四 （略）

8・9 （略）

10 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため必要があると認めるときは、第七項の許可に条件を付することができる。

（措置命令等）

第三十条 （略）

2 環境大臣は国指定特別保護地区について、都道府県知事は都道府県指定特別保護地区について、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るために必要があると認めるときは、前条第七項の規定に違反した者若しくは同条第十項の規定により付された条件に違反した者に対し、鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護を図るために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3・4 （略）

（報告徴収及び立入検査等）

第七十五条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、第九条第一項の許可を受けた者、認定鳥獣捕獲等事業者、鳥獣（その加工品を含む。）若しくは鳥類の卵の販売、輸出、輸入若しくは加工をしようとする者、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者、狩猟免許を受けた者若しくは狩猟者登録を受けた者又は猟区設定者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特別保護地区の区域内において第二十九条第七項各号に掲げる行為をした者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が鳥獣の保護若しくは鳥獣の生息地の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3～6 (略)

(罰則)

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 第十五条第十項、第十八条の六第二項、第二十二條第一項、第二十四条第九項、第三十条第二項又は第三十五条第十一項の規定による命令に違反した者

七 (略)

2 (略)

(注) 下線は当局が付した。

資料⑳ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）（抜粋）

(農用地区域内における開発行為の制限)

第十五条の二 農用地区域内において開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築をいう。以下同じ。）をしようとする者は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事（農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下この条において「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する行為については、この限りでない。

一～十二 (略)

2～10 (略)

(監督処分)

第十五条の三 都道府県知事等は、開発行為に係る土地及びその周辺の農用地等の農業上の利用を確保するために必要な限度において、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第五項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十五条の二第一項の規定に違反した者

三 第十五条の三の規定による命令に違反した者

(注) 下線は当局が付した。

資料⑳ 農地法（昭和27年法律第229号）（抜粋）

（農地の転用の制限）

第四条 農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事（農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村（以下「指定市町村」という。）の区域内にあつては、指定市町村の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～九 （略）

2～11 （略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、当事者が都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～八 （略）

2～5 （略）

（立入調査）

第四十九条 農林水産大臣、都道府県知事又は指定市町村の長は、この法律による買収その他の処分をするため必要があるときは、その職員に他人の土地又は工作物に立ち入つて調査させ、測量させ、又は調査若しくは測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させることができる。

2～6 （略）

（違反転用に対する処分）

第五十一条 都道府県知事等は、政令で定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する者（以下この条において「違反転用者等」という。）に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を衡量して特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四条若しくは第五条の規定によつてした許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置（以下この条において「原状回復等の措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

一～四 （略）

2～5 （略）

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第十八条第一項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項又は第十八条第一項の許可を受けた者
- 三 第五十一条第一項の規定による都道府県知事等の命令に違反した者

第六十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第六十四条第一号若しくは第二号（これらの規定中第四条第一項又は第五条第一項に係る部分に限る。）又は第三号 一億円以下の罰金刑
- 二 第六十四条（前号に係る部分を除く。）又は前二条 各本条の罰金刑

（注）下線は当局が付した。

行政処分の指針

第1 総論

4 事実認定について

(2) 廃棄物該当性の判断について

- ① 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。

廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。したがって、再生後に自ら利用又は有償譲渡が予定される物であっても、再生前においてそれ自体は自ら利用又は有償譲渡がされない物であることから、当該物の再生は廃棄物の処理であり、法の適用があること。

また、本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事案が後を絶たないが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以下のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱うこと。なお、以下は各種判断要素の一般的な基準を示したものであり、物の種類、事案の形態等によってこれらの基準が必ずしもそのまま適用できない場合は、適用可能な基準のみを抽出して用いたり、当該物の種類、事案の形態等に即した他の判断要素をも勘案するなどして、適切に判断されたいこと。その他、平成12年7月24日付け衛環第65号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「野積みされた使用済みタイヤの適正処理について」及び平成17年7月25日付け環産発第050725002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」、令和2年7月20日付け環循規発第2007202号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知「建設汚泥処理物等の有価物該当性に関する取扱いについて」及び平成24年3月19日付け環産企発第120319001号・環産対発第120319001号・環産発第120319001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課長・廃棄物対策課長・産業廃棄物課長通知「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について」等、個別の品目や製品に係る通知がある場合にはそちらも併せて参考にされたいこと。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。実際の判断に当たっては、生活環境の保全に係る関連基準（例えば土壌の汚染に係る環境基準等）を満足すること、その性状についてJIS規格等の一般に認められている客観的な基準が存在する場合はこれに適合していること、十分な品質管理がなされていること等の確認が必要であること。

イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常の見取り形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。実際の判断に当たっては、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと、当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること、当該有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績があること等の確認が必要であること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分¹の意思が認められないこと。したがって、単に占有者において自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができるものであると認識しているか否かは廃棄物に該当するか否かを判断する際の決定的な要素となるものではなく、上記アからエまでの各種判断要素の基準に照らし、適切な利用を行おうとする意思があるとは判断されない場合には、占有者の主張する意思の内容によらず、廃棄物に該当するものと判断されること。

なお、占有者と取引の相手方の間における有償譲渡の実績や有償譲渡契約の有無は、廃棄物に該当するか否かを判断する上での一つの簡便な基準に過ぎず、廃プラスチック類、がれき類、木くず、廃タイヤ、廃パチンコ台、堆肥（汚泥、動植物性残さ、家畜のふん尿等を中間処理（堆肥化）した物）、建設汚泥処理物（建設汚泥を中間処理した改良土等と称する物）等、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでない物については、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有価物と判断することなく、上記アからオまでの各種判断要素の基準により総合的に判断されたいこと。さらに、排出事業者が自ら利用する場合における廃棄物該当性の判断に際しては、必ずしも他人への有償譲渡の実績等を求めるものではなく、通常²の取扱い、個別の用途に対する利用価値並びに上記ウ及びエ以外の各種判断要素の基準に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的な利用価値が認められなおかつ確実に当該再生利用の用途に供されるか否かをもって廃棄物該当性を判断されたいこと。ただし、中間処理業者が処分後に生じた中間処理産業廃棄物³に対して更に処理を行う場合には産業廃棄物処理業の許可を要するところ、中間処理業者が中間処理後の物を自ら利用する場合においては、排出事業者が自ら利用する場合とは異なり、他人に有償譲渡できるものであるか否かを含めて、総合的に廃棄物該当性を判断されたいこと。

- ② 廃棄物該当性の判断については、法の規制の対象となる行為ごとにその着手時点における客観的状況から判断されたいこと。例えば、産業廃棄物処理業の許可や産業廃棄物処理施設の設置許可の要否においては、当該処理（収集運搬、中間処理、最終処分ごと）に係る行為に着手した時点で廃棄物該当性を判断するものであること。

（注）下線は当省が付した。

資料③ 「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」（平成 14 年 11 月 22 日中央環境審議会）（抜粋）

3 制度見直しの主な論点

(2) 不適正処理の防止・適正処理の確保

ア 不適正処理防止のための廃棄物の定義の在り方

② 見直しの方向性

(ウ) その他

気体状のものについては、それ自体に管理可能性がなく、新たに廃棄物として取り扱うこととす

るのは困難である。一方、廃容器等に含まれる気体については、必要に応じて、問題となる気体が放出しないような廃容器等の処理基準を設定すること等により対処可能であると考えられる。

汚染土壌については、土壌汚染対策法に係るものは同法において的確な対応が必要である。また、直接同法の対象となっていない汚染土壌についても、同法の考え方に即した取扱いが望ましい。まず、これらの措置を講じ、それに対応できない場合には廃棄物処理法により環境汚染の防止を図ることを検討する必要がある。

また、汚染土壌以外の建設工事に伴い生ずる土砂については、現在、その約9割が公共事業に伴い生ずるものであることから、まず、その発注者である公共主体が発生土砂の適正な利用や処分を明確にする取組が必要である。具体的には、国の直轄工事において導入され、地方公共団体にも普及しつつあるように、発注者が契約業者に土砂の搬出先を指定するという指定処分を徹底することが必要である。また、あわせて、掘削土砂の埋め戻し等による建設発生土砂の搬出の抑制や、発生土砂とその土砂利用に係る情報交換の促進及びストックヤードの整備等による工事間利用の促進などの取組を進めるとともに、民間事業についても、指定処分を始め、同様の取組を促していくことが必要である。こうした取組を体系的に進め、発生土砂の搬出抑制、適正な利用及び処分を実態的に確保していくことを中心に必要な対策を講じていくことが適当である。

(注) 下線は当省が付した。

資料⑳ 「条件明示について」(平成14年3月28日付け国官技第369号国土交通省大臣官房技術調査課長通知)
(抜粋)

1. 目的
「対象工事」を施行するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。
2. 対象工事
平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。
3. 明示項目及び明示事項(案)
別紙
4. 明示方法
施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。
5. (略)

別紙

明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明示事項
工程関係	(略)
用地関係	
公害関係	
安全対策関係	
工事用道路関係	
仮設備関係	
<u>建設副産物関係</u>	1. <u>建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件</u>

	<p>2. <u>建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</u></p> <p>3. <u>建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。</u></p> <p><u>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</u></p>	
工事支障物件等	(略)	
薬液注入関係		
その他		

(注) 下線は当省が付した。

4. 行動計画の具体的施策

施策	具体的な行動	実施時期	担当部局 ()は本省担当課
----	--------	------	-------------------

施策1 公共工事土量調査の実施

公共工事における土砂という資源のフローを全体で一括管理するため、公共工事土量調査を実施する。

各地方建設副産物対策連絡協議会等が、各公共工事の発注者を対象に、対象年度前に土量、土質、搬出・搬入時期等の工事情報の調査を実施するとともに、そのとりまとめ結果を各公共工事の発注者に配布し、建設発生土の工事間利用調整の基礎資料とする。 あわせて、年度末に工事実績等の確認調査を実施する。	一部実施中 平成15年度より全国的に実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
---	-------------------------	---------------------------------------

施策2 建設発生土等の指定処分の徹底

建設発生土の不適正処理の防止を目指し、各公共工事の発注者が建設発生土の行き先を完全に把握するため、建設発生土の指定処分を徹底する。

<ul style="list-style-type: none"> 指定処分した建設発生土の搬出先点検 指定処分が概ね100%導入されている国については、建設発生土を指定どおりに搬出しているかのチェックを行う。 地方公共団体への指定処分の普及促進 指定処分のさらなる導入が必要な地方公共団体については、建設発生土に係る施工条件の明示等の国の取り組みを周知徹底する。 このため、各地方建設副産物対策連絡協議会等に本省担当官が出席し、国の取り組みを周知徹底する。 また、各地方建設副産物対策連絡協議会等にて、指定処分の実施を申し合わせる。 あわせて各地方建設副産物対策連絡協議会等名で、指定処分の実施を市町村に依頼する。 	平成15年度に実施	国土交通省直轄工事を行う全ての事務所 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)

-5-

施策3 建設発生土等の工事間利用の促進

新材採取に伴う自然環境への影響の低減、土の運搬に用いるトラック総数の減少、建設発生土の不適正処理の減少等を図るため、建設発生土の工事間利用を促進する。

(1) 建設発生土等の工事間利用の促進施策の実施

①各地方建設副産物対策連絡協議会等の再活性化

<ul style="list-style-type: none"> 工事情報の周知 各地方建設副産物対策連絡協議会等は、毎年度公共工事土量調査を行い、各公共工事の発注者に工事情報を提供する。 建設発生土等のフローの管理 本省は、公共工事土量調査等で得られたデータを基に、各都道府県毎の年間の土のフロー図を作成し、各地方建設副産物対策連絡協議会等に配布する。 新材の利用量については、公共工事土量調査等の結果より、その利用量が急増していると判断される場合は、各地方建設副産物対策連絡協議会等から各公共工事の発注者に注意喚起と正措置を依頼する。 建設発生土の工事間利用の調整 各公共工事の発注者間で建設発生土の利用調整ができなかった工事については、各地方建設副産物対策連絡協議会等にて利用調整を行う。 各地方建設副産物対策連絡協議会等において、大規模土木工事を主に、計画段階の事業も情報交換の対象とする。 数年後に工事発注する予定の事業であって、仮受入地的な機能を発揮できる工事に関する情報交換を行い、ストックヤードとしての利用調整を行う。 建設工事の受注者への周知 各地方建設副産物対策連絡協議会等において、民間工事の受注者も対象に含めて、建設発生土等有効利用に関する行動計画の周知を行う。 	一部実施中 平成15年度より全国的に実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	総合政策局事業総括調整官
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成16年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)
	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)

-7-

②建設発生土情報交換システムの改善

<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共工事土量調査によるデータ入力 公共工事土量調査の実施時に建設発生土情報交換システムへのデータ入力を行う。 	平成16年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局等 (総合政策局事業総括調整官)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事間利用の調整等の支援ツールとして活用 工事予定の変更に伴い、新たな利用調整を行う場合には、情報交換システムを活用して、個別に利用調整を実施する。 	平成16年度より実施	各公共工事の発注者

③建設リサイクルガイドラインの強化

<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画段階での複数事業の総合調整ガイドラインの策定 事業の計画段階から、近接する複数の事業間で土の搬出・搬入調整を行いつつ個々の工事の設計を行うため、「計画段階での複数事業による建設発生土総合調整ガイドライン」を策定する。 	平成15年度より着手 平成16年度中に策定	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 大臣官房官庁営繕部営繕計画課 総合政策局事業総括調整官
<ul style="list-style-type: none"> ■ リサイクル阻害要因改善指針の策定 個々の工事で、利用土砂の建設発生土利用率が目標を下回ることがないよう、個々の工事で建設発生土の工事間利用率もあわせてチェックするとともに、建設発生土の有効利用を阻害する要因を改善するためのノウハウをまとめた「リサイクル阻害要因改善指針」を策定する。 	平成15年度より着手 平成16年度中に策定	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 大臣官房官庁営繕部営繕計画課 総合政策局事業総括調整官
<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方公共団体への建設リサイクルガイドラインの普及促進 各地方建設副産物対策連絡協議会等に本省担当官が出席し、国の取り組みを周知徹底する。 また、各地方建設副産物対策連絡協議会等にて、建設リサイクルガイドラインの実施を申し合わせる。 あわせて、各地方建設副産物対策連絡協議会等名で、建設リサイクルガイドラインの実施を市町村に依頼する。 	平成15年度より実施	各地方建設副産物対策連絡協議会等事務局 (総合政策局事業総括調整官)

④ストックヤードの活用

<ul style="list-style-type: none"> ■ スtockヤード運営指針(案)の策定 ストックヤードの標準的な整備手法、盛土方法、管理方法を規定するストックヤード運営指針(案)を策定するとともに、各地方建設副産物対策連絡協議会等において各公共工事の発注者への周知を徹底する。 	平成15年度より着手 平成16年度中に策定	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 日本政策投資銀行による建設残土対策促進事業融資 ストックヤードに必要な施設及びストックヤード施設と一体となって機能する施設(搬入・搬出路、周辺環境対策等)の整備について、長期低利の融資を行う。 	実施中	総合政策局事業総括調整官
<ul style="list-style-type: none"> ■ 良質な土砂の確保を行うための建設発生土処理施設等の立地促進 臨海部において、破碎、分級等により良質な土砂の確保を可能とする建設発生土処理施設の整備を促進する。 	実施中	港湾局環境整備計画室

⑤民間の活用

<ul style="list-style-type: none"> ■ 公共工事から搬出される建設発生土を民間工事に搬入する仕組みの構築 建設発生土の有効利用の観点から、工事間利用の対象を公共工事以外に拡げるため、公共工事から搬出される建設発生土を民間工事に搬入する仕組みの構築を検討する。 	平成15年度より検討に着手 平成16年度中に結論を得る	大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課
<ul style="list-style-type: none"> ■ 民間へ建設発生土等を売却する仕組みの構築 建設発生土の有効利用の観点から、工事間利用の対象を公共工事以外に拡げるため、一般的に市場で売買されている砂利と同等の品質の建設発生土について、市場ルールの下での売却する仕組み等の構築を検討する。 	平成15年度より検討に着手 平成16年度中に結論を得る	大臣官房会計課 大臣官房技術調査課 大臣官房公共事業調査室 総合政策局事業総括調整官 都市・地域整備局公園緑地課 河川局治水課 道路局国道・防災課 港湾局建設課 航空局飛行場部建設課

（対象建設工事の届出等）

第十条 対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 解体工事である場合においては、解体する建築物等の構造
- 二 新築工事等である場合においては、使用する特定建設資材の種類
- 三 工事着手の時期及び工程の概要
- 四 分別解体等の計画
- 五 解体工事である場合においては、解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み
- 六 その他主務省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち主務省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する日の七日前までに、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る分別解体等の計画が前条第二項の主務省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から七日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（国等に関する特例）

第十一条 国の機関又は地方公共団体は、前条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

（再資源化等実施義務）

第十六条 対象建設工事受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの（以下この条において「指定建設資材廃棄物」という。）に該当する特定建設資材廃棄物については、主務省令で定める距離に関する基準の範囲内に当該指定建設資材廃棄物の再資源化をするための施設が存しない場所で工事を施工する場合その他地理的条件、交通事情その他の事情により再資源化をすることには相当程度に経済性の面での制約があるものとして主務省令で定める場合には、再資源化に代えて縮減をすれば足りる。

第十七条 都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処理量の見込みその他の事情を考慮して、当該都道府県の区域において生じる特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例で、前条の距離に関する基準に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。

（発注者への報告等）

第十八条 対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を当該工事の発注者に書面で報告するとともに、当該再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた発注者は、同項に規定する再資源化等が適正に行われなかったと認めるときは、都道府県知事に対し、その旨を申告し、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

3 対象建設工事の元請業者は、第一項の規定による書面による報告に代えて、政令で定めるところにより、同項の発注者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって主務省令で定めるものにより通知することができる。この場合において、当該元請業者は、当該書面による報告をしたものとみなす。

（注）下線は当省が付した。

資料③⑤ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号）（抜粋）

（発注者への報告）

第五条 法第十八条第一項の規定により対象建設工事の元請業者が当該工事の発注者に報告すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 再資源化等が完了した年月日
- 二 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- 三 再資源化等に要した費用

（発注者への報告に係る情報通信の技術を利用する方法）

第六条 法第十八条第三項の主務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機と当該工事の発注者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該工事の発注者の閲覧に供し、当該工事の発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（同条第三項前段に規定する方法による通知を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

- 二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに同条第一項に規定する書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項に掲げる方法は、当該工事の発注者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、対象建設工事の元請業者の使用に係る電子計算機と、当該工事の発注者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（注）下線は当省が付した。

資料③⑥ 「建設リサイクルガイドライン」（平成14年5月30日国土交通省）（抜粋）

1. 目的

建設リサイクル推進計画2002の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルールの徹底など、公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインでは、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項をとりまとめたものである。

2. 対象事業

国土交通省所管の直轄事業（受託工事を含む）を対象とする。

3. 実施事項

1) 体制の整備

（略）

2) リサイクル計画書等の取りまとめ

対象建設機関は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

(1) ~ (2) (略)

(3) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書

(再生資源利用〔促進〕計画書)(様式1、様式2)

① 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

〔建設資材を搬入する場合；再生資源利用計画書
建設副産物を搬出する場合；再生資源利用促進計画書〕

② 作成時期及び作成者

1) 工事の着手時及び完成時

・ 対象機関から直接工事を請け負った建設工事業業者（元請業者）が作成。

〔対象建設機関は、元請業者に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手時）及び実施状況（完成時）の報告を特記仕様書により指示する。〕

なお、実施状況の報告は、様式1及び2によるものとし、建設リサイクル法第18条に基づく「発注者への報告等」を兼ねるものとする。

3) ~ 4) (略)

4. その他

(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料③⑧ 「建設副産物適正処理推進要綱」（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号建設事務次官通達）（抜粋）

第 2 章 関係者の責務と役割

第 5 発注者の責務と役割

(1) 発注者は、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進が図られるような建設工事の計画及び設計に努めなければならない。

発注者は、発注に当たっては、元請業者に対して、適切な費用を負担するとともに、実施に関する明確な指示を行うこと等を通じて、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、建設廃棄物の再資源化等及び適正な処理の促進に努めなければならない。

(2) また、公共工事の発注者にあつては、リサイクル原則化ルールや建設リサイクルガイドラインの適用に努めなければならない。

第 6～8 (略)

第 3 章 (略)

第 4 章 建設発生土

第 16 搬出の抑制及び工事間の利用の促進

(1) (略)

(2) 工事間の利用の促進

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の土質確認を行うとともに、建設発生土を必要とする他の工事現場との情報交換システム等を活用した連絡調整、ストックヤードの確保、再資源化施設の活用、必要に応じて土質改良を行うこと等により、工事間の利用の促進に努めなければならない。

第 17～18 (略)

第 19 受入地での埋立及び盛土

発注者、元請業者及び自主施工者は、建設発生土の工事間利用ができず、受入地において埋め立てる場合には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打合せを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講じなければならない。重金属等で汚染されている建設発生土等については、特に適切に取り扱わなければならない。

また、海上埋立地において埋め立てる場合には、上記のほか、周辺海域への環境影響が生じないよう余水吐き等の適切な汚濁防止の措置を講じなければならない。

(注) 下線は当省が付した。

資料③⑨ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）（抜粋）

(目的)

第一条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(発注者等の責務)

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び

完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一 公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。

二～六 （略）

七 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件又は調査等の実施の条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件又は調査等の実施の条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期等の変更を行うこと。この場合において、工期等が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

八・九 （略）

2～5 （略）

（注）下線は当省が付した。

資料④ 建設業法（昭和24年法律第100号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによつて、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（建設工事の請負契約の原則）

第十八条 建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

五 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

六 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

七 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

九 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

- 十 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- 十一 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- 十二 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- 十三 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容及び適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- 十四 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 十五 契約に関する紛争の解決方法
- 十六 その他国土交通省令で定める事項

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容及び前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(注) 下線は当省が付した。

資料④ 「民間建設工事の適正な品質を確保するための指針（民間工事指針）」（平成 28 年 7 月国土交通省）（抜粋）

5 受発注者間の協議項目

○ 事前協議の基本的考え方

建設工事の施工上のリスク発現をできるだけ回避し、円滑な工事施工を進めるため、具体的に想定される主な施工上のリスクについて、地中関連、設計関連、資材関連等の種類別に分類した、受発注者間の施工上のリスクに関する基本的考え方及び留意事項は別表のとおりであるが、具体的な協議項目については、建設業法や標準約款等における対等な立場に基づく契約締結という基本原則を踏まえ、工事を進める上で予め協議しておくことが必要と考えられる事項について分類整理したものである。

施工上のリスク負担のあり方については、リスクの発現を防ぎ、工事を円滑に進めるために、受発注者が互いに努力して合理的な負担方法を定めることが基本的考え方となるが、具体の負担方法については、これまでの契約実務においてどのような負担とされていたか、リスク負担と請負代金との関係が適切に整理されているか、工事自体に起因しないリスクについてどのように負担するのが適切か等の観点（基本的な観点）を踏まえ、受発注者間において協議する必要がある。

言うまでもなく、一品生産である建設工事は現場状況がそれぞれ異なり、施工上のリスクの態様も様々であるため、施工上のあらゆるリスクについて予め網羅的に把握することは困難であり、現場の状況に応じて柔軟に対応すべき性質のものも多く存在する。

このため、施工上のリスクとなりうる事象や可能性を把握した場合は、関係者間で速やかに情報共有して、適切な対応方法を協議、調整することが求められるが、少なくとも、建設業法の目的である工事の適正な施工確保を図る上で協議することが必要と考えられる建設工事に共通する標準的な協議項目について、関係者

間において情報の共有を図り、受発注者が共通の理解に基づいて工事請負契約を締結し、工事を施工することが必要である。

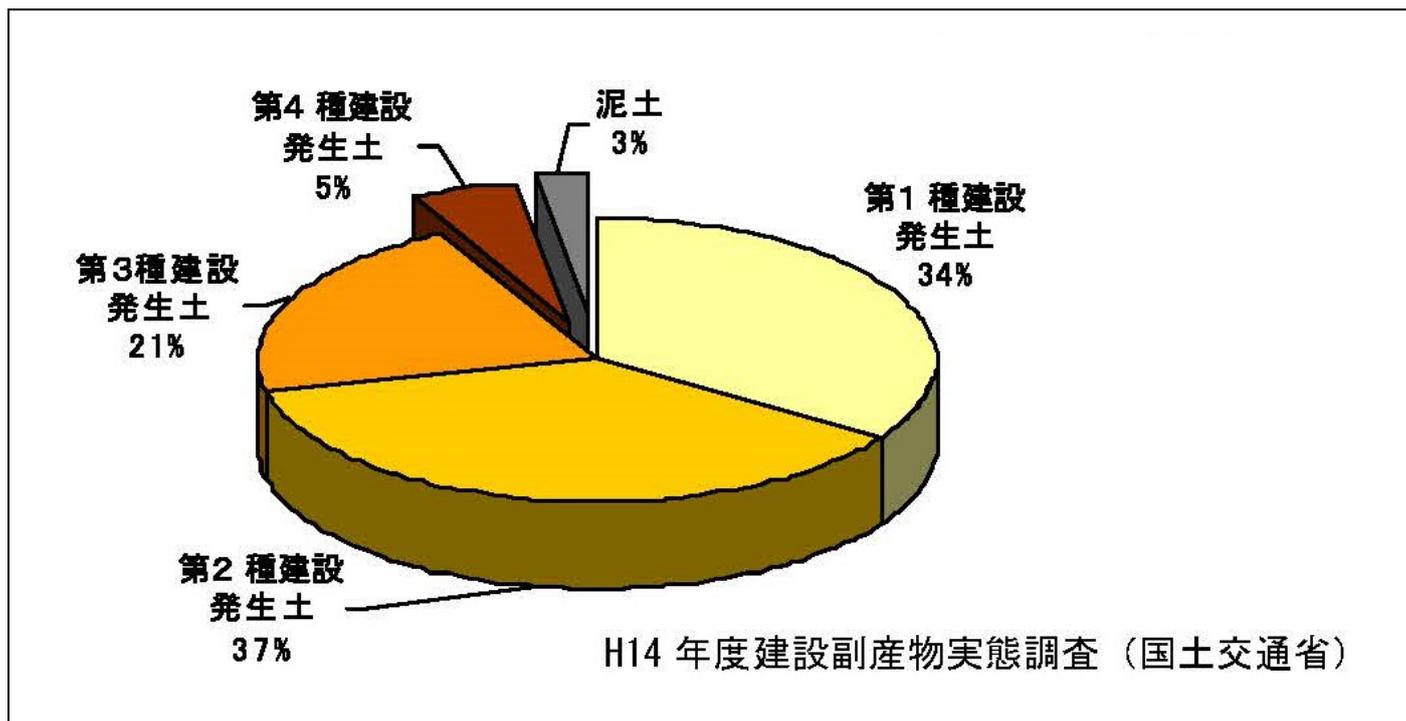
なお、改修や解体工事の場合、既存建物の施工状況が不明な点があること等、新築工事とは性質の異なる施工上のリスクが多く想定されることから、協議に際しては、事前調査等を可能な限り詳細に実施し、施工上のリスクの発現を防ぐことが求められる。

別表 民間建設工事の適正な品質を確保するための協議項目リスト

大項目	小項目	施工上のリスクに対する基本的考え方	留意事項
I 地中関連	(略)	(略)	(略)
	4 <u>土壌汚染</u> <u>産業廃棄物</u>	<p>土壌汚染の状況（自然由来の土壌汚染も含む。）や地中の産業廃棄物については、発注者が地歴調査等の必要な調査を行い、その結果に基づき土壌の状況や産業廃棄物の有無を確認する必要がある。</p> <p>適切な事前調査を行っても工事請負契約締結時点で想定できなかったような産業廃棄物の発見等の施工上のリスクが発現した場合の処理費用や工期延長の負担の考え方について、指針本文の基本的な観点を踏まえ、予め受発注者間で協議するものとする。</p>	<p>従前の土地利用状況や建築物の用途等について、元の所有者や使用者等に確認するほか、適切な地歴調査の実施について検討が必要。</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料④② 内陸受入地に搬出されている建設発生土の土質区分（「建設発生土等の有効利用に関する検討会報告」
（平成 15 年 9 月建設発生土等の有効利用に関する検討会）参考資料より抜粋）



資料④③ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（抜粋）

第三章 土砂災害警戒区域

（土砂災害警戒区域）

第七条 都道府県知事は、基本指針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とするものを除く。以下この章、次章及び第二十七条において同じ。）を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができる。

2～6（略）

第四章 土砂災害特別警戒区域

（土砂災害特別警戒区域）

第九条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

2～9（略）